

# 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（条例第58条の3）

（東京共同電子申請・届出サービスによる届出）

## 入力フォームの入力例

「届出書の記入要領」を参考にしてください。  
また、届出書の添付書類の例は「窓口での届出」ページにも記載していますが、**届出内容により必要な添付図書が変わります。**  
ご不明な場合はあらかじめ届出予定の消防署にご確認ください。



届出者

**届出**  
（申請用フォームの入力、その他ファイルの添付）



届出対象の建物を  
管轄する消防署  
（分署や出張所の場合もあります）

## 差し戻し連絡

添付ファイルが不足している場合等に通知されます。  
※この場合、**まだ届出は完了していません**のでご注意ください。

## 受付結果通知

消防署の担当係が届出書の到着を確認した際に通知されます。

## 審査結果通知

届出内容の審査が終わると通知されます。

添付ファイルが  
不足しています。

東京共同電子申請・  
届出サービス

到達しました。

東京共同電子申請・  
届出サービス

審査が終わりました。

東京共同電子申請・  
届出サービス

東京共同電子申請・届出サービス  
を利用した届出時の留意事項

- 1 最低でも2回通知されます。  
→受付結果通知、審査結果通知
- 2 差し戻された場合、再提出(再度届出)する必要があります。